四十三　二―（二―メチルフェニル）―一―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）エタン―一―オン及びその塩類
四十四　（二―メチル―一―プロピル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類
第一条中第三十七号を第四十号とし、第三十四号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十六　一―（三―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類
第一条中第三十二号を第三十四号とし、第十六号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
十七　Ｎ―エチル―Ｎ―［二―（五―メトキシ―一Ｈ―インドール―三―イル）エチル］プロパン―一―アミン及びその塩類
第一条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
八　一―（四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があったので、同法第五十二条の七十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日

金融庁長官　三國谷勝範

一　変更前の名称　全国銀行協会
二　変更後の名称　一般社団法人全国銀行協会
三　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○総務省告示第百五十五号

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号。以下「規程」という。）第十条第三項において準用する規程第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月二十二日付けをもって次のとおり登録を更新したので、規程第十条第三項において準用する規程第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月十四日

総務大臣　片山　善博

登録番号及び登録年月日	総合第二号 平成十七年三月二十九日
名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社インテック 富山県富山市牛島新町五―五 代表取締役社長　金岡　克己
情報通信ネットワークの名称	ＡｃｅＴｅｌｅｎｅｔ
登録の種類	総合種
登録の有効期間満了の年月日	平成二十六年三月二十八日

○法務省告示第百八十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十四日

法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所
福岡県弁護士会
福岡市中央区城内一番一号

認証年月日
平成二十三年三月二十九日

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十三年四月一日付けをもって主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年四月十四日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇岳三四一二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市吉見字金月五五四、五五六の一、五五六の二、五五七から五六二まで、五六三の一、五六三の二、五六四、五六五、五七七、五七八、一五一五、一五一六の一から一五一六の三まで、一五一七、一五一八、字ヤナザコ一五一〇、一五一二、字ハイズリ一五一四の二から一五一四の七まで、一五一四の一から一五一四の一四まで、一五一四の一六、一五一四の一七、一五一四の二〇、一五一四の二三から一五一四の二七まで、一五二一の二から一五二一の六まで、一五二一の一一、一五二一の一二、一五二一の一七から一五二一の二四まで、字長尾一五二五、一五二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字金月五五六の一・五五六の二・一五一六の一・一五一六の二・一五一七・一五一八・字長尾一五二五・一五二六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市野原字長井三九九の一、四〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）